

●香川県告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和8年4月24日

香川県知事 池田豊人

1 訪問看護事業者

廃止年月日	事業所の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地
令和8年4月1日	訪問看護ステーション わかな さぬき市昭和3615番地2	有限会社インプロ 高松市仏生山町1906番地2

2 上記以外の機関

廃止年月日	名称	所在地
令和8年4月1日	三枝医院	小豆郡土庄町甲420番地